

平成26年度 第4回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第7回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

- 1 日時 平成26年10月29日(水) 午前10時から正午まで
- 2 場所 県庁10階 特別大会議室
- 3 出席委員 井崎 ゆみ子 伊勢 悦子 大溝 邦子 上地 大三郎
寒川 伊佐男 岸 一郎 椎野 武徳 志内 正一
長池 武一郎 二宮 恒夫 福野 伸江 本木 めぐみ
山崎 篤史 大和 忠広 吉川 宣子
計 15名
- 4 次第
 - 1 開会
 - 2 県民環境部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 国における検討状況について
 - (2) 県内市町村の取組み状況について
 - (3) 県計画(素案)について
 - (4) 幼保連携型認定こども園の認可基準、審議体制について
 - (5) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

よろしく申し上げます。それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願いしたいと思います。

なお、今回のメインが「県計画の素案」になりますので、まず、事務局から資料1から5について説明を行い、皆様から御意見等をいただいた後、事務局から資料6の県計画を説明してもらい、再度、御審議いただきたいと思っております。

<事務局からの説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは事務局からの説明につきまして御意見・御質問を伺いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

どなたでも結構ですのでご発言ください。

(委員)

アンケートの調査結果について、9千人の内の5千人に送られたということと、どのようなサンプルの選び方をしたのかということと、また回答率が24.8%となっていますが、これについてはどのように評価すれば良いのか、それから9千人というのは登録している人を対象としたということですが、徳島県内で保育士資格を持っている人のほとんどが登録している人なのかどうかについて、教えていただければと思います。

(事務局)

保育士の就労状況アンケートにつきまして何点か御質問をいただいております。まずアンケートの送付ということですが、県内で保育士登録をされている方が約9千人おります。大分前に登録された方もいらっしゃいまして、その内5千人の方に対して送付させていただきました。5千人という数については、県の委託している予算の範囲内という事情もございますが、ある程度の数の御回答をいただいて、分析をしていきませんと全体の傾向が分からないということもありまして、回答率を予測する中で、5千件程度送付すればある程度千件を超える回答が得られるのではないかとということで、数として最低限これだけは送っておくべきと考え、5千人の方に送付させていただきました。その内、回答率としては25%弱くらいですが、今回送付させていただいたのは保育士登録をした時点の住所に対して送付しておりまして、転居等で住所が変わられている方もたくさんいらっしゃいまして、お送りしたものの返ってきたケースもかなりの数ございました。ある程度その部分も予測しておりましたので、回答率もより低くなるだろうということもありまして、今回の回答率となっております。また、保育士登録につきましては、保育士資格を取って就職する人が約80%位ですので、働かれる方については保育士登録をしているという状況でございます。

(会長)

他に御質問はありませんでしょうか。

それでは、続きまして、資料6の県計画の素案について、事務局から説明をお願いします。

<事務局からの説明>

(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局から説明をいたしました県計画につきまして、皆様から御質問や御意見を伺いたいと思いますので、よろしく

お願いします。

どなたからでも結構ですのでご発言ください。

(委員)

まず24ページのところですが、「教育・保育等に従事する者の確保及び資質の向上」のところ、最初に「(1) 必要見込み人数」の表がありますが、充足率を教えてくださいと思います。また、「(2) 確保方策」のところ、色々書かれています。先ほど保育士のアンケートもありましたけれども、アンケートを見ていると給料が安くて、労働時間が長くて、休暇も取れず、保護者のクレーム対応など大変な職場であるということですが、今後保育士確保が必要とされていくのであれば、こうした状況を改善していかなければならないという中で、確保方策には「勤務条件の向上を促進します」とか「職場環境の改善を促進します」という内容で、結局は職場の方で何らかに対応してくださいという内容になっており、果たしてこれで確保できるのかといった疑問があります。やはり何らかの制度的な手当をしないと、してくださいとお願いするだけではなかなか進まないのかなと思います。

(事務局)

まず最初に御質問いただきました、「(1) 必要見込み人数」に対する現状ということですが、平成27年度からの数値につきましては、確保していくための受け皿としての量に対応する、必要となる人材の確保数という数値になっております。現状におきましては、現在は保育教諭はございませんので、幼稚園教諭か保育士かということになりますけれども、幼稚園教諭につきましては平成26年度時点で約800名の方が勤務されています。保育士につきましては、平成26年度時点で約3,000名弱の方が勤務されています。平成27年度時点では、保育士と保育教諭を合わせて2,964名必要ということになりますので、単純な必要数から言えば、ほぼ均衡が取れた数字になるかと思えます。ただ平成28年度以降になりますと、3,000名を超えてきますので、平成31年度時点では3,184名必要ということになってきますので、百何十名といった保育士の確保が必要になってきます。

それから保育士確保のための制度的な手当についてですが、まさにおっしゃるとおりでございます。各保育所の方へ給料を上げてくださいと言うだけでは、運営面が厳しいところもありますので、それだけでは難しい部分がございます。こちらにつきましては、国の方でも保育士の確保にあたって、処遇改善が必要であるということは認識されております。消費税のアップが前提にはなりますが、保育士の処遇の更なる改善ということで、消費税10%を前提として3%

の改善を図るということになっております。こちらにつきましては消費税が前提になりますが、確実に保育士の処遇改善につながるような財政措置がされるように、県としても国に対して要望・提言をしていく中で財源を確保し、それを県内の各保育所へ支出することによって継続的な処遇改善が図られるように、しっかり対応していきたいと考えております。それ以外にも勤務条件の改善ですとか、処遇以外の部分でも保育士確保として必要な部分がございますので、こちらにつきましても制度の部分については国へ働きかけていきますし、県としての事業化を含めて、今後検討していく必要があると考えております。

(会長)

予算については難しい問題かと思えます。国の方でも予算が足りなくなってきていると言われております。

わたしの方から一つ質問なのですが、認定こども園になると保育教諭が必要になるということで、県計画の24ページの上の表で一番上に保育教諭の必要見込み人数が記載されていますが、資料5の保育士就労状況アンケートの調査結果では保育士の方で幼稚園教諭免許を持っている方が8割近くいらっしゃいます。こういう方は無条件で保育教諭になれるということですか。

(事務局)

はい。現在、保育所や幼稚園で働かれている方であって、その施設が認定こども園に移行すれば、この方々は両方の資格を持っていらっしゃいますので対応が可能となります。それから、資格・免許は持っていても退職されていたり、長い間現場から離れている方もいらっしゃいますので、そうした方々につきましては、職場復帰に対する支援や即戦力となるための研修も必要となってくるかと思えます。

(会長)

計画の25ページにある「子育て支援員（仮称）」というのは、保育士などを目指しやすくする仕組みと書かれておりますので、保育士の免許を持っていない方も受けることができるということですか。

(事務局)

はい、現在持っていない方でもこの研修を受けることによって子育て支援員として認定を受けることが可能です。

(会長)

子育て支援員の方は、24ページの保育教諭や幼稚園教諭、保育士といった

数の中には含まれていなくて、ゆくゆくは保育士さんに含まれていくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

24ページの表は必要数ということになりますが、子育て支援員として認定されて、一定の勤務をされるというだけでは保育士となることはできませんが、子育て支援員として勤務をされた一定の経験年数が保育士資格を取るための経験年数にカウントされてくるといった点が一つのメリットになります。子育て支援員からスタートして、勤務をしていただいて、保育士資格を取っていただければ、24ページの表にある保育士の数にも入ってくるという形になります。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

資料5の9ページですが、どれくらいの年収を希望しますか、という質問があり、400万から500万と回答した人が全体の4分の1います。この回答を選んだ人が経験年数が何年の方かは分かりませんので一概には言えませんが、何年か勤めて400万・500万円の年収を得たいという保育士がこれだけたくさんいますので、処遇改善による質の改善が3%という1桁のパーセントの問題ではなく、1.5倍とか50%、60%といった改善をする必要があるのではないかと思います。アンケートをとられて、奥深いものが見えてくる気がしますので、もっと抜本的な改善が必要ではないかと思います。

それから量の確保についてですが、保育士もこれから確保が必要だということですが、子育て支援は子どもがいて、職員がいて、保育する施設があるという3つの関係が上手く回っていく必要があると思います。何年までに認定こども園へ移行していただきたいということの中に、施設をどのようにして認定こども園に移行していくのかを考えていく必要があるのではないかと思います。大規模修繕をするとか、立て替えをするといった話よりも少し小さい、認定こども園に移行するために一つの部屋をどういう風にして保育所の保育室から認定こども園の教室にしていくのかといった配慮も必要となるのではないかと思います。1億とか何千万といった話ではなく、机・黒板一つといったところから考えていくことも必要ではないかと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。アンケート調査の結果については、これ以上に踏み込んだ分析が必要になってくると思いますので、今後の宿題とさせてい

ただければと思います。またこうした結果をストレートに県の施策に反映できれば良いのですが、まずは国の方にも処遇改善について引き続きこういう実態があるということをお示しする中でも、こういった資料が生きてくるのではないかと思います。

それから認定こども園の移行に関しましては、現在市町村の方で具体的な進め方を検討されているところでございます。施設数として出てきておりますけれども、細かな施設整備の部分でありますとか、移行に関する課題を一つずつ解決していく必要があるかと思っておりますので、いただいた御意見を参考にさせていただきながら、県としてどのような支援策ができるのかを早急に考えていきたいと思っております。

(会長)

委員は保育士の立場から何か御意見はありますでしょうか。

(委員)

わたしは保育士の資格を持って仕事をしております。現在は知的障がい児の入所施設で働いております。以前、保育所で働いていた経験からの話になりますが、わたしが勤めていた公立の保育所では臨時職員が多く働いており、給料が低く、休みが取得しづらいというのがアンケートに反映されているのかなと思いました。仕事の内容に対してはもらっている給料が少ないのではないかという話は職員間でも話をしていました。大変な面が強調されてしまっており、やりがいも実際にはありますが、そういう部分が表には出なくて、きつい・大変だという面が表に出ているのかなと思います。

わたし個人の意見ですが、最近の傾向として保育所に通っている子どもさんの中に障がいを持つ子どもさんや、その疑いがある子どもさんが増えてきているのではないかという印象を受けました。専門性を求められていますが、臨時職員は研修に出る機会もあまりありませんし、難しいと感じる場面が多かったことも大変な仕事であると感じる理由につながるのではないかと思います。

(会長)

25ページの資質向上策について、力を入れてほしいという御意見かと思えます。

(委員)

この計画を進めていく上で、人材確保が一番難しいと思います。人材確保のこの世界だけではなく、一般的に従来の確保の方法と同じ方法ではできなくなっています。現場の方にお聞きしたいのですが、実際に保護者からクレームが

ある場合は、どのように処理しているのでしょうか。

(委員)

まずは担任が話を聞きますが、一番上の所長へ状況を説明して、場合によっては所長が対応することもあります。その場で対応できる部分については担任が対応しますが、上司には報告を上げています。

(委員)

最初から苦情処理の担当職員が対応するというのではないのですか。

(委員)

まずは担任が話を聞いて、上司へ報告し、園としての対応を決めて対応しています。

(委員)

先ほどのアンケートにありましたように、待遇が低いという中にご自分の生活を支えていく上で待遇が低いとか、あるいはやっている仕事に対して待遇が低いという両方があると思います。従事している仕事に対して待遇が低いと感じる多くは、保護者からのクレーム対応、一般社会の企業であれば顧客からのクレーム対応ですが、これについては現在直接担当する職員の仕事から外しています。どういうクレームであっても、クレーム担当の先生がいて、その他の先生に負担をかけないようにしています。子どもの処遇に当たる仕事と、クレーム対応の仕事は全く違うものです。これを一緒にすると、先ほどのアンケートにもありましたが、対応者の対応に関する心労は非常にウエイトが高かったので、これが理由で自分には適性がないとか給料が低いと感じて、このようなアンケート結果になっている可能性もあります。私は保育の現場にはそれほど詳しくありませんが、一般の市場等でそれぞれの担当者が一番嫌がるのが消費者・市場からのクレームです。対応に時間がかかりますし、5時が来たので終わりというわけにもいきませんので、夜に電話がかかってくることもあります。こういう仕事から解放させる方法をとって、人材の確保をしていかないと、いくら給料を上げたところで解決する問題ではないと思います。

(会長)

小学校に関しては担任以外に、対応する職員がいてクレームの窓口になっているかと思います。

(委員)

先生の仕事を分化させるべきだと思います。

(会長)

委員がおっしゃるのは、認定こども園や保育所・幼稚園においても、役割分担を、マニュアル的に記載してはどうかという御意見でしょうか。

(委員)

はい。アンケート調査結果において、クレーム対応への心労のウエイトの高さに驚いています。一般企業の職場においても、クレームに対して煩わしく思っています。またそれを解決することを苦手としている人が多いかと思えます。そして、簡単な問題であっても、途中の交渉の過程の中で、大きな問題へ発展する場合があります。あるいは大きな問題であっても簡単に解決することもあります。これを専門の職員が対応していかないと、せつかくの保育士資格を生かしたいと思っている人の熱意がなくなってしまう可能性があります。こうした問題は人材確保の面からも気をつける必要があると思えます。

(会長)

委員がおっしゃるように、どこの職場にもそうした問題はあって、保育という仕事・教育という仕事以外のコミュニケーション力・カウンセリング力といった部分で苦勞されていることが多いのではないかと思います。そうした力を今後養うことも必要ではないかと思います。

(委員)

施設ごとに誰が対応するかを任せるということですが、対応を重ねていく中で、ノウハウを蓄積していくかと思えますので、市町村や県などでそれをサポートするところがあれば良いのかなと思いました。こんなケースの時にどうすれば良いのかということを一人で抱え込まずにカバーできるような体制ができれば良いと思いました。

(会長)

先ほど委員がおっしゃった子どもと職員と施設という3つの関係に、何か問題が起きた時に周りとの連携をしながら解決していく連携先の確保をきちんとやっていないと、委員がおっしゃったような問題がなかなか解決できないのではないかと思います。

(委員)

先ほど研修になかなか参加できないという話もありましたので、何かあればすぐに相談できる場所があれば良いのではないかと思います。

(委員)

現場からの意見です。保育所で保育士が仕事をするということは、保育をするということです。朝、子どもを預かって、1日保育をして夕方お返しします。アンケートでは、こういう結果になっているかもしれませんが、毎日クレームがあるというわけではありません。毎日、保育士は1日保育をした内容を迎えるに來られたお父さん、お母さんにお伝えする大切な時間となっており、担任でなければできないと思います。他の人が替わることもできませんし、担任の隣で誰かが立っていて、様子を見ているといったこともできないと思います。やはり担任が子どもを預かって、夕方お返しして、楽しくその日1日が終われるように努力をしていますので、こういうクレームにあった時に初めて、保育士は自分の保育の仕方、対応の仕方が良くなかったのではないかと気づき、自分で対応するか主任保育士へ相談するか、園長へ相談するかを考えることとなります。クレームのほとんどは、話を聞いたときに保育士が自分の間違いに気づいて謝罪するなどして終わることが多いかと思しますので、特別なものを、それが全てであるかのように取り上げていくと、保育所は大変なところだなということになりますが、そうではありません。朝は慌ただしいですが、夕方は本当にほんわかとしています。お母さんの笑い声と、早く帰ろうよとお母さんを引っ張る子どもの姿もあって、楽しい時間帯になっています。ですから、そこに対して違う職種の人が保育所の中に入ってくるとなると、予算が増えなければできないことです。この場では、予算が必要であるとか、そういったことはできるだけ言わずに、制度を充実していただきたいという思いで専念しています。アンケートでたまたま耐えられない案件に遭遇して、辞められた方もいらっしゃいますが、大半の保育士はそれを乗り越えて行って、素晴らしい保育士に成長しているのが実際だと思います。保育所は、大変なことばかりの職場ではないということをお伝えしておきたいと思います。

(委員)

保育所では大体、第三者委員を置いています。わたしも経験がありますが、クレームを受けたら、事業者と話し合いをして両者が納得のいくようにして、父兄の方にも納得していただきます。今、保育所も大変かと思いますが、努力は色々としていただいて、様々な問題に対して対処していただきたいと思います。保育所に第三者委員の連絡先などを掲示していますので、わたしのところにも

直接連絡をいただいたことがあります。その件については、父兄の方には納得をしていただいて、それ以降は通所できていると聞いておりますので、一例として紹介させていただきました。

(委員)

わたしは専門性のある保育士や幼稚園教諭が欲しいなあと思っていますが、今非常に発達障がい児が増えております。幼稚園も小学校も同じ状況です。わたしの私立幼稚園の関係では、保育士資格よりかは幼稚園教諭の免許と小学校の教員免許を持った人が半々くらいいます。保育士と教員では違う勉強となりますが、今幼稚園では先生と保護者とのコミュニケーション不足による問題が起きています。発達障がいといっても多様であり、また親が障がいがあることを認めない場合もあります。保育士や幼稚園教諭の中にも発達障がいに関して専門性を持った人を増やしてもらえたら、問題の解決が少しずつ進んでいくのではないかと思います。わたしや先生も勉強はしておりますが、専門分野ではありませんので、専門性を持った方がいれば、色々と相談できるのではないかと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

わたしも20年あまり幼稚園の園長をしたり、保育士や幼稚園教諭の講義を長年しております。委員からもお話がありましたが、現場で働いている人が悩みを持って相談に来ます。最近は問題がこじれてしまう事例が多くなってきているように思いますので、保育士や幼稚園教諭だけで対応するわけにはいかない状況にあります。それぞれの施設で専門の係の人をぜひ考えておいていただきたいと思います。就業の意欲がそがれていってしまうという話も聞いたことがあります。保護者たちは高いニーズを持っており、それに対応するのは担任になります。そういう時には話をよく聞いてあげることが非常に大事になってきます。今は以前と違って、色々な要求が高くなってきています。施設内で相談できるような専門性を持った人がいてくれることはありがたいと思います。担任している保育士が保護者からの色々なニーズに耳を傾けて聞くというのが基本にはなるかと思いますが、それだけではどうにもならない場合もありますので、それぞれの施設で相談内容に応じて良い選択ができる専門性を持った人を置いてもらえるとうれしいと思います。

(会長)

委員が言われたことは、資質向上策として、保育士の免許を持っている方で、発達障がいの勉強もしているので、より専門性を持って関わりができるという

人を養成するための研修制度についての御意見かと思えます。大学においても、保育士の養成の中では発達障がいがどのような特性を持っているのかを教科書的には習うけれど、実際の現場においてはそれ以上の知識や支援力が必要になってくるので、そういった力をつけるためには、保育士になった時点で何回か研修を受けて、修了したという免許のようなものを交付するといったような研修制度を県へ要望したいということでしょうか。そうすれば、少しは良くなるということでしょうか。

例えば、保育士の免許を持っている人が大学院へ行って、発達障がいの修士課程を取ったということであればベストであると思いますが、そうした課程になるまでは、県の方としても研修制度を作って、わたしは子どもの関わりについて特別な認定を受けていますといったものになれば、良くなっていくということでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

保育士の養成というのは、わたしもよく理解しておりませんが、卒後教育、大学を卒業した人にも特別な講義を受けることができるような制度があるのでしょうか。

(委員)

そうですね、特にそういったものはありませんが、先程から発達障がいの話が出ておりますけれども、最近非常に数が増えてきております。特に、知的障がいとか身体の障がいは親も早くから気づいて受け入れるわけですが、発達障がいの中でも特に自閉症スペクトラムの傾向の子どもが6%くらいいると言われておりますが、そうした子どもは保育所や幼稚園に入って初めて分かります。知的障がいの場合だと、歩きはじめなどの運動機能の発達や言葉の言いはじめが遅れます。発達障がいで知的が高い場合だと、運動機能や言語機能の発達は順調で、むしろ賢い子どももいます。例えば、世界の国旗を見て2歳くらいで70カ国くらい知っているという子どもがいたら、親は自分の子は天才だと思うわけです。その子どもが保育所へ入って、先生が部屋へ入りなさいと言っても一人だけ遊んでいて、全然言うことをきかない、その様子を保護者へ伝えると、そんなはずはないと言う。それで、親に実際の園での様子を見せると、親も集団生活に入っている子どもを見て初めて気づくといったことがあります。そういった時の調整の問題が非常に難しいと思えます。わたし自身も親

御さんからの苦情が色々と寄せられて、また社協でお手伝いをさせていただいたことありますが、調整の時に色々と苦情といった形になることもあるかと思えます。やはり専門的な助言ができる人を園内に置いてもらいたいと思えます。

(会長)

計画素案の24, 26ページの第5節, 第6節のところ、必要な支援ができるように資質向上策も今の御意見のような内容が記載できればと思えます。御意見ありがとうございました。他に御意見はありますか。

(委員)

わたしは里親をしておりますので、社会的養護体制の充実ということで、計画素案の27ページに書かれています。計画の内容とは少し違うかもしれませんが、質問をさせていただきたいと思えます。

里親委託等の推進とありまして、「県は、里親の開拓、小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）の開設促進、里親支援の充実等により里親委託等を推進します。」という記載があります。登録制になっているかと思えますが、もし登録しようとする人がいれば、すぐに登録できますか。

それからもう一つは、「(3) 自立支援の充実」ということで、社会的養護により育った子どもが、一般家庭の子どもと同様に社会において自立していけるよう、自立能力がないままに退所する場合に自立援助ホームが必要になってくるかと思えます。徳島県にはまだないのですが、これはするという方向なのでしょう。里親は4人まで預かっていますが、対応が難しい子どもが多くて、6人を預かるファミリーホームや自立援助ホームに踏み出せない里親が多いというのが今の里親会の現状となっておりますが、県の方はどのようにお考えでしょうか。

(事務局)

社会的養護体制の推進につきましては、今回あまり議論がなかったところですが、県といたしましても、国の方の方針がございまして、将来的には施設養護から家庭的養護へと里親委託を推進していく方向が示されているところがございます。県といたしましても、それに沿った形でどのように進めていくのかを検討しているところがございます。その部分をこの計画の中で盛り込んでいこうと考えておりまして、方向といたしましては、ファミリーホームや自立支援ホームについても、事業者の方から実施の要望がありましたら推進していく方向で考えているところがございます。地域的な事情もありますし、

現在委託させていただく子どもさんがそれだけの人数いるのかということもございませけれども、できる限り家庭的養護の推進については県としても進めていきたいと考えておりますので、具体的な要望や計画などありましたら御相談いただきたいと思ひます。

(委員)

できましたら場所、部屋を無料で準備していただけたらやりやすいのではないかと思ひます。自分の家でその空間があると言われると、ない人が多いので、アパートを借りるとか空き家を借りてもらえとか、場所を確保して無料でどうぞと言われるれば、やりやすいのではないかと思ひます。

(事務局)

場所を県の方で全面的に確保するといったことについては今後の課題かと思ひますが、制度上は場所を借りていただいて運営する場合には、家賃の補助もございませるので、制度の周知が十分ではない部分について情報提供をさせていただきたいと思ひます。今後どのような形で進めていくのかということについて、御相談させていただければと思ひます。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

同じく社会的養護体制の充実について、計画の素案の27ページの専門的ケアの充実及び人材の確保・育成のところ、「心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子どもには、近隣の情緒障害児短期治療施設への措置を取り」とあり、難しい問題を抱えている子どもさんへのフォローについての体制について記載があります。県としても推進していくというような踏み込んだ記載がなされておりましたので、設置する方向で検討していくという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

各方面から情緒障がい児の入所施設への要望や必要性が求められていると認識しております。県自体もこの対応が課題となっておりまして、今考えておりますのは、施設設置していただけるようなご要望や考えがございましたら、応援していきたいと考えております。今具体的に進んでいる話はない状況ですので、県内で実施していただけるような法人や施設がないかということで、色々とお聞きしているところでございませ。児童養護施設の中でも情緒障害を

抱えている子どもさんの対応で、大変困っているという声も聞いておりますので、どういう対応ができるのか、方法としては推進していきたいということで考えておりますが、具体的なお話としては固まったものがあるわけではありませんので、御提案があるようでしたら、御相談いただければと思います。なかなか医師の確保から含めまして難しい部分や課題もございますので、過去にも色々と検討した結果、今のような結果に至っているという状況でございます。今後でございますけれども、各施設・法人等との御協力をいただけるように働きかけていきたいと考えております。

(委員)

保護者の代表として、先程から色々な事例があることを先生方のお話で勉強させていただいておりました。計画素案の3ページの第2章の2「計画の基本目標」の(2)のところに前回委員からお話のあった「全ての子どもの健やかな育ちを確保」という項目の順番を繰り上げていただいて、大きな枠の中での議論で、色々な家庭の事情であったり、お子さん達の病気や状況も違うと思うので、保護者にも安心できる内容になったと思います。

保護者のクレームのことについてですが、どんな草食動物も自分の子どもに危害が加えられたら、必ずそれに抵抗します。それをモンスターというのであれば、わたしも自分の子どもに危害が加えられたらモンスターになると思います。委員がおっしゃっていたように、多くはそういう深刻な状況ではないと思います。「全ての子どもに健やかな育ち」というのは、親としてもそう思っているのは確かなので、多くはコミュニケーションの不足の問題かと思いついておりました。わたしは保護者の代表でもあるし、PTAの会長としてもここに座っております。必ず先生と保護者は子ども達を中心に考えて協力し合って、子育てを完成させなければならないということで、立場は違っていても向かっている方向は同じです。コミュニケーションがきちんと取れていて、先生の教育方針や保育方針にきちんと理解を示すだけの人間関係が形成されていれば、多くの問題は解決できるのだらうと思います。PTAの立場で言うと、家庭での子育て、自分の子どもをきちんと自分で守らなければいけないという自助ということと、徳島県の全ての子ども達、これから子育てをしたり、子どもさんを預ける保護者の方のためにも、共助という面があって、共助と自助をつなぐ公助の部分を計画の中にも書いていただいているので、すごく安心するのですが、自助の部分を担っていると、自分が負担しているものに対して、教育や保育のサービスを受けていて、これは当然なんだと思う時が必ずあると思います。支払っている対価に対して受けているサービスが、これはおかしいということになってしまうと、教育や保育は少しおかしい方向に行ってしまうと思

ます。教育・保育は人対人のものなので、子どもが小さい頃は命に関わるトラブルが全くないということはどの施設でもおそらくないと思いますので、必ず問題はどこの施設にも起こりえると思いますが、同じ方向に向かっている先生と保護者ですので、多くは施設の中で解決できるものという共通認識を持っていただければと思います。ここには書かれていない共助の組織で頑張っている保護者や先生方もたくさんいらっしゃいますので、そのことだけはここに出ているので言うておかなければいけないと思いました。

(委員)

わたしが申し上げたのは人材確保の点から、こういう仕組みになっていますと言わないと、人材確保が難しい、また確保してもそれを理由に辞められますよということとして、トラブル自体ではないということ御理解いただければと思います。

(委員)

計画素案の中で、3点ほど申し上げたいと思います。まず表紙ですが、「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」ということで名称が堅いのではないかと思います。国から示されたものに沿ってされているかと思いますが、例えば「徳島はぐくみプラン」というものと比べると随分と堅い印象があります。その下の絵についても、「すくすくジャパン」は、国の資料の絵をそのまま持ってきたのかなと思いますが、なぜ「すくすく徳島」でないのかなと思いました。次の24ページの「(2) 確保方策」の4段落目ですが、「高校生以下の学生」と書いてありますが、新聞用語では高校生以下は学生とは言わずに、「児童・生徒」と言う場合が多いです。それから、25ページの「3 資質向上策」についての議論がかなりありましたが、「資質」という言葉について、以前に辞書を何冊か引いたことがありまして、「資質」とは「生まれつき」とか「天性」という意味ですので、検討が必要ではないかと思います。それから33ページの第5章の第1節の1の(1)ですが、3センテンス全ての語尾が「行います。」になっています。もう少し表現を御検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。他に御意見はありますか。ないようでしたら、この辺でおきたいと思います。